

1. 件名：関西電力(株)高浜発電所におけるSA対策高度化及び有毒ガス防護の使用前検査に関する面談

2. 日時：令和2年9月30日 10時00分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門  
上田上席原子力専門検査官、山形主任原子力専門検査官、  
柳原子力専門検査官  
関西電力(株)  
高浜発電所 技術課 技術係長 他3名

5. 要旨

○関西電力(株)から、高浜発電所におけるシビアアクシデント（以下「SA」とう。）対策高度化に係る適合性確認検査及び使用前検査の進め方について、資料1に基づき説明を受けた。

- ・これまで消防ポンプを用いることとしている高浜3、4号機のSA対策について、高浜1、2号機と同等の対策とすることで、4機同時発災の事故対応時の管理が容易になることから安全性が向上する。
- ・送水車については、3、4号機でそれぞれ2台ずつ配備するが、予備機は1号機設備（1～4号機共用）であり、1号機全体の使用前検査終了前に予備機を再稼働済の3、4号機に使用するため、一部使用承認の手続きを行う。
- ・送水車等は、現状の消防ポンプの保管場所に保管する（消防ポンプの撤去後、その跡地を活用する）ことから、必要な機能を継続的に維持するために使用前検査合格証の即日交付が必要となる。

○原子力規制庁は、一部使用承認に必要となる使用前検査の内容と範囲について、運用開始日に係る保安規定の附則及び工事計画認可の審査等での説明内容を踏まえ整理するよう伝えた。

○関西電力(株)から、高浜発電所における有毒ガス防護に係る適合性確認検査及び使用前検査の進め方について、資料2に基づき説明を受けた。

- ・有毒ガス防護に係る施設として、計測制御系統施設及びその他発電用原子

炉の附属施設のうち緊急時対策所がある。

- ・計測制御系統施設については各号機において使用前検査を受検する必要があると考えているが、緊急時対策所については1号機設備（1～4号機共用）であることから、工事計画認可の審査は1号機設備として行われており、使用前検査についても同様に1号機設備として実施する必要があると考えている。
- ・緊急時対策所は1号機設備（1～4号機共用）であり、1号機全体の使用前検査終了前に再稼働済の3、4号機に使用するために、一部使用承認の手続きを行う。

○原子力規制庁は、使用前検査については関西電力（株）の説明のとおり1号機として実施する必要がある旨伝えた。

○関西電力（株）からは了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料1：高浜発電所3、4号機SA対策高度化に係る適合性確認検査及び使用前検査の進め方について

資料2：高浜発電所3、4号機有毒ガス防護に係る適合性確認検査及び使用前検査の進め方について